

## 第 52 回通常総代会資料正誤表

第 52 回通常総代会資料におきまして誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

通常総代会資料 P84 の定款新旧対照表において二重線の箇所を修正いたします。

### 定款新旧対照表

【誤】	
変 更	現 行
<p>(員外利用)</p> <p><b>第 9 条</b> この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第 7 条第 1 項第 <u>13</u> 号から第 <u>34</u> 号までの事業(第 18 号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業ならびに同条第 2 項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第 10 条第 17 項、第 18 項、第 20 項および第 22 項に規定する範囲内とし、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 号、第 25 号および第 26 号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>	<p>(員外利用)</p> <p><b>第 9 条</b> この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第 7 条第 1 項第 <u>13</u> 号から第 <u>33</u> 号までの事業(第 18 号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業ならびに同条第 2 項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第 10 条第 17 項、第 18 項、第 20 項および第 22 項に規定する範囲内とし、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 号、第 25 号および第 26 号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>

【正】	
変 更	現 行
<p>(員外利用)</p> <p><b>第 9 条</b> この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第 7 条第 1 項第 <u>1</u> 号から第 <u>34</u> 号までの事業(第 18 号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業ならびに同条第 2 項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第 10 条第 17 項、第 18 項、第 20 項および第 22 項に規定する範囲内とし、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 号、第 25 号および第 26 号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>	<p>(員外利用)</p> <p><b>第 9 条</b> この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第 7 条第 1 項第 <u>1</u> 号から第 <u>33</u> 号までの事業(第 18 号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業ならびに同条第 2 項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第 10 条第 17 項、第 18 項、第 20 項および第 22 項に規定する範囲内とし、第 7 条第 1 項第 2 号、第 23 号、第 25 号および第 26 号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p>